

令和5年度広島県スポーツ少年団地区交歓会事業助成金交付要領

(目的)

第1条 この要領は、市町スポーツ少年団が実施する地区交歓会事業について、その事業費に対する助成金を交付するため、必要な事項を定めるものである。

(助成の対象)

第2条 広島県スポーツ少年団本部長（以下「本部長」という。）は、市町スポーツ少年団からの申請に基づき、助成を行う。

地区交歓会の助成対象事業は、次の各号のとおりとする。

(1) 近隣市町スポーツ少年団を含めた広域地域で実施する競技別交歓会事業

（広島市スポーツ少年団等登録団の多い市においては、単独市スポーツ少年団の交歓会でも可とする。）

(2) 市町スポーツ少年団が所属全登録スポーツ少年団を対象に実施する総合的な交流会事業

(3) 上記(1)、(2)に規定する事業においても、スポーツ少年団登録者以外が参加する事業は助成対象外とする。

(助成経費等)

第3条 助成金は、事業の実施に必要な経費の内1事業3万円を限度とし、助成対象事業数50事業を限度に、予算の範囲内で交付する。

(助成金の交付申請)

第4条 助成金の交付を受けようとする市町スポーツ少年団は、助成金申請書に所定の書類を添えて、本部長に提出しなければならない。

(助成金の交付)

第5条 本部長は、前条の申請書の提出があったときは、これを審査し助成金交付の可否を決定するものとする。

(帳簿等の整備)

第6条 助成金の交付を受けた市町スポーツ少年団は、事業執行に伴う証憑書類等を完備し、保管しなければならない。また、必要に応じ提出するものとする。

(実績報告)

第7条 助成金の交付を受けた市町スポーツ少年団は、当該助成事業が完了したときは、速やかに助成事業実績報告書ならびに収支決算報告書に所定の書類を添えて、本部長に提出しなければならない。